

衆議院環境委員会ニュース

平成 22.3.30 第 174 回国会第 4 号

3 月 30 日（火）第 4 回の委員会が開かれました。

1 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

- ・小沢環境大臣、田島環境副大臣、泉内閣府大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官、大谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

吉川政重君（民主）

- ・近年判明した事業者による排出状況の測定結果の記録改ざん事案は氷山の一角に過ぎず、今後も発生が懸念されるかがか。
- ・企業の法令遵守の取組に際しては、公害防止管理者が企業の一従業員に過ぎず、企業内部に対しきちんと物が言いづらい弱い立場にあるという「性弱説」に立ち、本改正により創設される罰則のみならず外部監査などの第三者のチェックが入るシステムが必要ではないか。
- ・排出基準を一時的に超過した場合に、事業者が原因究明や再発防止の取組を行ったときには直罰規定の適用を弾力的に行ってもよいのではないか。

石田三示君（民主）

- ・公害分野においても NPO との連携を図りつつ、見える化及び情報開示を含めた住民理解及びコミュニケーションを図るべきと考え、大臣の見解を伺いたい。
- ・公害防止管理者が誇りを持って仕事に取り組めるよう、これらの現場管理者が正当に評価される制度の創設等が必要ではないか。
- ・水質汚濁防止法における「事故時の措置」の対象物質を予防原則の考えに則り拡大する必要があるのでないか。

吉泉秀男君（社民）

- ・平成 20 年 4 月にまとめられた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告」において報告された不適正事案に対し、環境省はその後どのような対応を行ったのか。
- ・地方自治体と事業者との間で、測定データの共有システムが構築されている事例はどの程度あるか、また、

その普及促進策としてどのようなものがあるか。

- ・「水基本法（仮称）」の制定に向けた大臣の決意を伺いたい。

古川禎久君（自民）

- ・地方自治体において公害防止業務に携わった職員の実務経験を退職後も大学や企業等において活用していく必要性についてどう考えるか。
- ・温泉事業者からの排水中に含まれるほう素・ふっ素に対する規制に関しては、温泉が我が国の重要な観光資源であることを踏まえ、環境と観光を総合的な枠組みでとらえて対応していく必要があるのではないか。
- ・我が国が積極的に地球規模での有害物質の移動データを収集し公開することが、国際貢献につながるのと考えに対する大臣の所感を伺いたい。

江田康幸君（公明）

- ・大気汚染防止法では、ばい煙以外にも、揮発性有機化合物（VOC）やアスベストに関する規制が行われているが、これらについて測定データの記録改ざんに対する罰則を設けないのはなぜか。
- ・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）により、何が解明され、どのような施策が講じられ、いかなる効果が期待されるか。また、調査の対象となる化学物質はどのようなものか。子どもが使用する家庭用品に含まれる化学物質についても調査すべきと考え、いかがか。
- ・水俣病訴訟に関する 3 月 29 日の熊本地裁での和解協議における被告のチッソ・国・県と原告の水俣病不知火患者会の間で成立した基本合意を踏まえて、水俣病問題の最終解決に向けた大臣の決意を伺いたい。